



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

405	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課)..... 1
406	〃	(〃)..... 1
407	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃)..... 1
408	指定障害児通所支援事業者の指定	(〃)..... 2
409	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃)..... 2
410	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)..... 3
411	道路の区域変更	(道路保全課)..... 3
412	道路の供用開始	(〃)..... 3
413	建築協定の変更認可	(建築住宅課)..... 4

○ 公安委員会告示

19	警備員指導教育責任者講習の実施 4
----	-----------------	---------

告 示

和歌山県告示第405号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051600074	まごころランド	有田郡有田川町大字上中島859-1	放課後等デイサービス	株式会社たかがきサービスステーション	有田郡有田川町大字上中島859-1	平成28.3.31

和歌山県告示第406号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700049	社会福祉法人山水会サンパルジュニアデイサービスセンター	紀の川市粉河4171	放課後等デイサービス	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	平成28.3.31

和歌山県告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3019900020	串本町社会福祉協議会古座事業所	東牟婁郡串本町上野山291-4	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町串本2367	平成28.3.31
3011600115	サンライズケア広川	有田郡広川町広552-4	居宅介護 重度訪問介護	有限会社優心の郷	有田市糸我町西496-1	平成28.3.31
3011500133	株式会社あすなろ	有田市港町231-64	居宅介護 重度訪問介護	株式会社あすなろ	有田市港町231-55	平成28.3.31
3011610114	まごころランド	有田郡有田川町大字上中島859-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	株式会社たかがきサービスステーション	有田郡有田川町大字上中島859-1	平成28.3.31
3011400060	はるな訪問介護ステーション	海南市椋木173	行動援護	株式会社はるな介護センター	海南市椋木173	平成21.1.31

和歌山県告示第408号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051600173	キッズまごころランド	有田郡有田川町大字上中島859-1	放課後等デイサービス	社会福祉法人千翔会	有田郡有田川町大字上中島859-1	平成28.4.1

和歌山県告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400532	プレス	海南市岡田21	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社エム・オー・エヌ	海南市岡田21	平成28.4.1
3011700782	ヘルパーステーションどりーむ	紀の川市南中219-14	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社どりーむ	紀の川市南中219-14	平成28.4.1
3011000605	あんずケアステーション	橋本市市脇一丁目734-3 シノウビル2-北号室	居宅介護	特定なし	株式会社NKライフサービス	和歌山市杭ノ瀬157-9	平成28.4.1

3011610 320	サンライズケア 広川	有田郡広川町大 字広552-4	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社サザ ンクロス	有田市野699	平成 28.4.1
3012250 498	ときめき訪問介 護事業所	田辺市下万呂16 -6	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社とき めきプランセ ンター	田辺市下万呂16 -6	平成 28.4.1
3011610 346	ヘルパーステー ションまごころ ランド	有田郡有田川町 大字上中島859- 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	特定なし	社会福祉法人 千翔会	有田郡有田川町 大字上中島859- 1	平成 28.4.1

和歌山県告示第410号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年4月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年4月25日まで縦覧に供する。

平成28年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第1号	海草郡紀美野町動木字樫河340-1外1筆

和歌山県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上芳養字輪玉5222番2地 先から同市上芳養字輪玉5222番 5地先まで	旧	5.24 ） 8.43	87.00	
同上	新	5.85 ） 23.00	81.60	

和歌山県告示第412号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成28年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市上芳養字輪玉5222番2地先から同市上芳養字輪玉5222番5地先まで

供用開始の期日 平成28年4月12日

和歌山県告示第413号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第1項の規定により、南海橋本林間田園都市・あやの台二丁目第一地区建築協定の変更を平成28年4月1日認可したので、同条第2項の規定により準用する同法第73条第2項の規定により公告する。

なお、変更後の建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年4月12日

和歌山県公安委員会委員長 溝端 莊 悟

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	平成28年7月6日（水）から同月15日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 （合同実施）	30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	平成28年7月11日（月）から同月15日（金）までの5日間		
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	平成28年7月6日（水）から同月15日（金）までの土曜日、日曜日及び火曜日を除く7日間	同上	10名
4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	平成28年7月13日（水）から同月15日（金）までの3日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（4号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習（4号）

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成28年5月17日（火）から同月19日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成28年5月23日（月）から同月25日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

- ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。
- カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（2）のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

（イ）2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る
合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る
合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習(4号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セ
ンチメートルのもの)を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書
(以下「4号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(4) 追加取得講習(4号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セ
ンチメートルのもの)を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(5) (1)から(4)に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業している
など、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情
を疎明した上で2の(1)のオ、ウ、オ若しくは2の(2)のオ、ウ、オ又は2の(3)若しくは2の(4)
に該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができ
る。この場合において、2の(1)のオ、2の(2)のオ、2の(3)又は2の(4)に該当する者にあつて
は、(1)のイの(ア)、(2)のウの(ア)、(3)のイ又は(4)のウに掲げる履歴書の提出を省略
することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習(1号) 47,000円

(2) 追加取得講習(1号) 23,000円

(3) 新規取得講習(4号) 34,000円

(4) 追加取得講習(4号) 10,000円

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110(内線3058)